学内研第４７５号
平成１８年１０月１８日

関係学部等の長　殿

琉球大学動物実験委員会
委員長　砂川　元
（公印省略）

# 「ケタミンの麻薬指定」に伴う取り扱いについて

ケタミンの麻薬指定（施行期日：平成１９年１月１日）に伴い、引き続きケタミンを研究目的で使用する場合、麻薬研究者免許を取得する必要があります。

施行期日以降、ケタミンを所有することは麻薬の不法所持となりますので、「麻薬研究者免許」を取得するか、速やかに廃棄等の処理を行うよう、貴部局の関係者への周知徹底をよろしくお願いします。

なお、動物実験のためケタミンを含む麻薬を使用する場合にも、医師等が持つ麻薬施用・管理者免許ではなく、「麻薬研究者免許」を必要としますので、これについても遺漏のないよう併せて周知徹底願います。

また、「麻薬研究者免許」申請に関する関係書類を別添のとおり送付しますので、ご利用 ください。

**連絡先**
研究協力課研究協力係
担当　小渡，　大宜見
内線　2008 , 8016

「免許の申請手続き」について

麻薬研究者の免許を受けようとする者は、研究施設ごとに、その所在地の都道県知事に免許を申請しなければなりません。

申請を行う際には、次の書類が 必要です。詳細については、沖縄県南部福祉保健所にお尋ねください。なお、申請 にあたっては、麻薬研究者免許申請者が、直接、申請手続きを行うことになりますが、医学部（附属病院及び大学院医学研究科含）においては、総務課庶務係 （担当：源河（内線２１０２）が窓口となって申請いたしますので、遺漏のないようにしてください。

ア）麻薬研究者免許申請書（別紙 様式第１号）

イ）精神病者、麻薬中毒患者又は覚醒剤の中毒者ではない旨の診断書

ウ）履歴書

エ）研究計画書

オ）麻薬研究施設の設置者（学長）の同意書カ）麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの

※麻薬貯蔵設備について は、「（６）麻薬研究者にかかる麻薬取扱いの手引き」の第３管理・保管（２）保管の項を参照ください。

キ）麻薬研究施設の概要

ク）免許申請にかかる手数料（３，９００円　沖縄県の場合）

※上記ウ）～キ）の書類等は、①学術研究上麻薬を必要とするか否か、②保管・管理上問題が有るか否か等書類審査を行う際の資料と して用いられます。

**○麻薬研究者免許申請取扱い機関**

沖縄県南部福祉保健所　生活環境班

ＴＥＬ：０９８－８８９－６７９９

ＦＡＸ：０９８－８８８－１３４８